

# 宗教法人の税務

第4回 大阪ナーム有志 勉強会

Presenter:

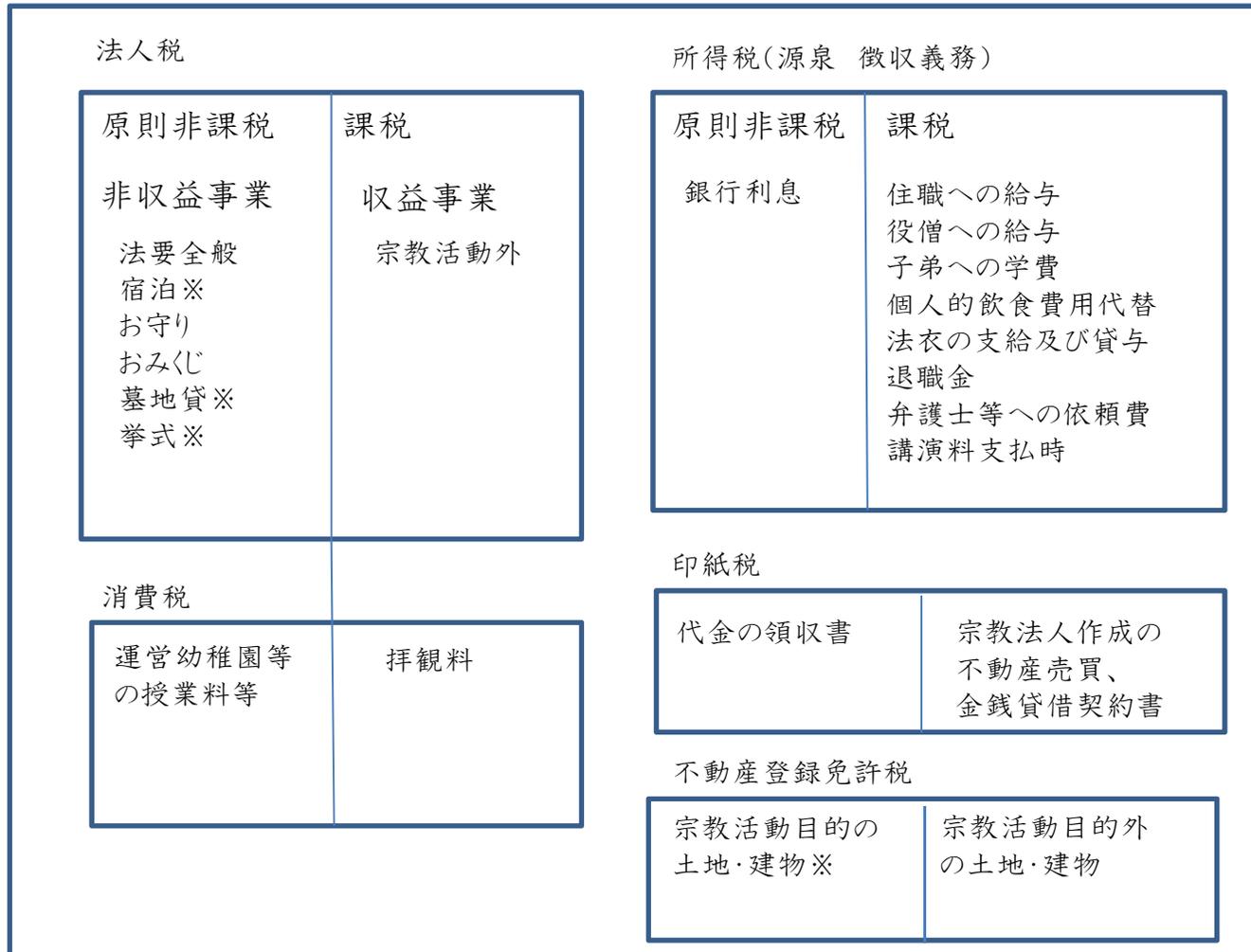
2014・2・20

# 項目

- 1 俯瞰図
- 2 源泉徴収について
- 3 年末調整と確定申告
- 4 様々な事例
- 5 おまけ

# 1 宗教法人税務俯瞰図

宗教法人とは公益法人の一種で所轄都道府県庁より認可を取得している法人を指します。



## 2 源泉徴収に関して-①

### 給与所得—社会保険料＝参照金額

(三)		(290,000円～439,999円)								
その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲							乙	
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人		
以上	未満	税				額			税	額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	8,040	6,420	4,800	3,190	1,570	0	0	0	50,500
293,000	296,000	8,140	6,520	4,910	3,290	1,670	0	0	0	51,600
296,000	299,000	8,250	6,640	5,010	3,400	1,790	160	0	0	52,300
299,000	302,000	8,420	6,740	5,130	3,510	1,890	280	0	0	52,900
302,000	305,000	8,670	6,860	5,250	3,630	2,010	400	0	0	53,500

① 給与所得者が税金的に所属する組織は一つで甲を参照する。以外の組織からの収入は乙の税額で申告しなければならない

② 参照金額

③ 扶養家族数を参照、所得税額を算出。甲摘要時は扶養控除申請書の提出

※給与と別に賞与や退職金発生時には別課税利率有

Point 給与所得の原則を守らなければならない。

→ 法人所有物の貸与(袈裟等) → 供物

Point 給与算出根拠に至る金銭出納帳及び出入伝票、領収書の管理

Point 復興特別税は月額表に加算済

Point 講演依頼料等も源泉の対象であるが場合によって助法も要注意。

## 2 源泉徴収に関して-②

④ 源泉徴収一①で算出した金額を「源泉徴収簿」に記載します。(常備書類です)

区分	月区分	支給 月日	総支給金額	社会保険料 等除額	社会保険料等 控除後の給与 等の金額	扶養親 族等の 数	算出税額	年末調整 による過 不足税額	差 引 徴収税額
給	1								
	2								
	3								

⑤ 下記の記入ガイドを参考の上、計算書に記載、税務署窓口にて支払(振込)

≪ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般分) ≫

支払年月日 実際の支払年月日を記載してください。年月は「納期等の区分」欄と一致します。	税務署名 所轄の税務署名を記載してください。	人員 各区分ごとに各月の実人員(日雇労働者の賃金は延べ人員)を記載してください。	整理番号 整理番号を間違えないように記載してください。
--	---------------------------	---	--------------------------------

納期等の区分  
給与、退職手当等を支払った年月を記載してください。

本税  
「税額」項の計を計算して記載します。

合計額  
金額を書き誤ったときは新しい納付書に書き直してください。

徴収義務者  
住所(所在地)及び氏名(名称)を記載してください。

Point 納税額が0円なら「納付書を出さなくて良いのではなく」「0円の申告をする義務があります」

### 3 年末調整と確定申告について

確定申告	給与が2000万円超える人 給与・退職所得を除く合計金額20万円を超える人	年末調整	毎月の所得税はその年の控除すべき金額を考慮せずに徴収するので清算が必要
控除内容	医療費控除、雑損控除、住宅借入金等特別控除の1回目 (年末調整者が別途申告出来るものです)	控除内容	配偶者控除・配偶者特別控除・社会保険料控除・生命保険料控除 損害保険料控除・勤労学生控除・寡婦(夫)控除・障害者控除 等

### 給与支払者としてのチェック

#### ● 給与所得者の扶養控除等申告書

- 自分や家族の氏名、生年月日は正しいですか？
- 結婚や出産、家族の就職などで、変更はありましたか？
- 年間所得の見積額の記載をしましたか？
- 同居の有無や、障害者等についても記入もれはありませんか？

#### ● 給与所得者の配偶者特別控除申告書

- 結婚していますか？ → 未婚の場合記入不要です。
- 配偶者の収入や所得は正しく記入されていますか？

#### ● 給与所得者の保険料控除申告書

- 生命保険・個人年金などの保険料を支払っていますか？ → 証明書を添付してください。
- 地震保険料を支払っていますか？ → 証明書を添付してください。
- 天引きの保険料以外に、国民年金や国民健康保険料を支払っていますか？ → 国民年金保険料は証明書を添付してください。
- 小規模企業共済に加入していますか？ 証明書を添付してください。

#### ● その他

- 住宅借入金等特別控除をうけますか？  
→ 住宅借入金等特別控除申告書 借入金の年末残高等証明書を添付してください。
- 今年入社し、今年前職はありますか？ → 前職の源泉徴収票を添付してください。

---

Point 各控除にはそれぞれの控除申請書類があります。

## 4 様々な事例から見る潜むリスク

◎宗教法人の源泉所得税徴収漏れ、3年間で10億円以上 — 大阪国税局

◎ペット火葬の収益事業認定

◎税金対策を目的とした休眠法人の売買

---

Point 公益法人である宗教法人の意味合いへの理解を深めましょう

Point よく解らない事を「だろー」で進む前に税務署に相談しましょう

Point 場合によっては所轄監督庁(大阪なら大阪府庁私学課)に相談しましょう

「宗教者たる者は人格者であれ。人格者は社会のルールを守ります」

控除名	摘要	摘要1	摘要2	金額	注意点
医療費控除	年末調整			10万以上	生命保険などの支払い額は医療費に相殺
配偶者控除	年末調整	70歳以下	健常者	38万	同居且つ住民票が同じである事
			身障者	73万	同居且つ住民票が同じである事
		70歳以上	健常者	48万	同居且つ住民票が同じである事
			身障者	83万	同居且つ住民票が同じである事
特別配偶者控除	年末調整			3万～38万	パート等に従事してて配偶者控除を利用出来ない方への救済。38万～76万内の収入額に準じて摘要
社会保険料控除	年末調整			全額控除	健康保険料、介護保険 公的年金系 共済等 公的年金、健康保険料等は給与天引き
生命保険料控除	年末調整			全額～5万	年間支払額2.5万～10万以上に準じて摘要
損害保険料控除	年末調整	10年以上		全額～1.5万	保健機関10年以上満期払戻金がある長期損害保険
		短期		全額～3千円	上記以外
扶養控除	年末調整	16歳未満	健常者	38万	同居且つ住民票が同じである事
			身障者	73万	同居且つ住民票が同じである事
		23歳未満	健常者	63万	同居且つ住民票が同じである事
			身障者	98万	同居且つ住民票が同じである事
		70歳未満	健常者	38万	同居且つ住民票が同じである事
			身障者	73万	同居且つ住民票が同じである事
70歳以上	健常者	58万	同居且つ住民票が同じである事		
	身障者	93万	同居且つ住民票が同じである事		
			健常者	48万	施設利用等
			身障者	83万	施設利用等
勤労学生控除	年末調整			27万	学生且つ学生本人に摘要される控除で年130万以下
寡婦控除	年末調整	一般寡婦		27万	配偶者と離婚、死別、配偶者が行方不明で単身で生活しており、子供の収入が年38万以下且つ合計所得が年500万以下のいずれかの条件を満たす。
		特定寡婦		35万	一般寡婦要件を全て満たし、且つ扶養親族が子供
寡夫控除	年末調整			27万	配偶者と離婚、死別、配偶者が行方不明で単身で生活しており、子供の収入が年38万以下且つ合計所得が年500万以下の全ての条件を満たす。
障害者控除	年末調整	身障者		27万円	公的機関より認定を受けた方
		特別身障者		40万	被ばく者 6か月以上の寝たきり状態で介護が常に必要等の要件を満たす方(諸条件あり)
雑損控除	確定申告	侵害金額－保険保障金額－所得金額の10% 災害に関連した費用－5% のいずれかの金額の多い方。			自然災害や盗難被害で日常生活に必要な家具、設備衣類、住宅は含まれず一つ毎金額が30万を超える物は対象外。
小規模企業共済掛金控除	年末調整			全額	給与天引き
寄付控除	確定申告	特定寄付金の合計額 総所得の30% のうち低い金額			政治団体・政治家・国・地方公共団体・共同基金 日本赤十字社・NPO等
基礎控除				36万円	
住宅借入金等特別控除	確定申告				購入時期や諸条件により料率が変わります。 詳しくは最寄りの税務署にお尋ね下さい。